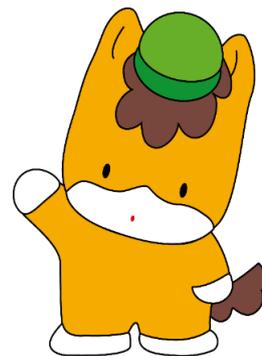


『群馬よいとこ観光振興条例』 ができました！



群馬県は、議員発議により「群馬よいとこ観光振興条例」を制定し、平成26年4月1日に施行しました。

これにより、県民総参加による観光振興を推進し、さらなる県民生活の向上・県民が誇れる地域社会の実現を目指します。

条例の特徴は、まず前文に「温泉県」「野菜王国」「絹の里」など群馬らしさや群馬の魅力をPRし、県民性や地域的特性を含めて「観光県群馬」をうたっていることです。

次に本文では、県民および観光関係諸団体の役割を示すとともに、魅力ある観光地の形成、観光情報の発信、観光振興に寄与する人材の育成、外国人旅行者の来訪促進などのほか、新しい観光分野への対応についても県の責務として明記しました。

群馬県では平成26年6月に「富岡製糸場と絹産業遺産群」が世界遺産登録となり、観光分野でも大きな効果が期待されています。

この機会に観光振興条例が制定されたことは大きな意義があり、今後この「群馬よいとこ観光振興条例」により、オール群馬で観光振興の一層の推進と「観光立県ぐんま」の確立を図っていきます。

詳しくは群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/index.html>) をご覧ください。

「トップページ」→「観光・県の紹介」→「群馬県の観光情報」→「群馬よいとこ観光振興条例」

お問い合わせは…

県庁産業経済部観光局観光物産課観光政策係

TEL 027・226・3382